

環境部 大気環境課 総務・自動車対策担当 相澤、坂上 直通 048-830-3064

内線 3064

く報道発表資料>

E-mail: a3050-06@pref.saitama.lg.jp

カテゴリー:お知らせ

令和7年9月17日

ディーゼル車規制に係る車両検査と啓発活動を実施します --- 10月はディーゼル車対策の強化月間です!--

(同時発表:千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、 千葉市、さいたま市、相模原市各記者クラブ)

九都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市)では、自動車排出ガスによる大気汚染を改善するため、各都県の条例により、平成15年10月から粒子状物質(PM)の排出基準に適合しないディーゼル車の運行を禁止しています。

しかし、九都県市を走行する車の中には、いまだに排出基準を満たさないもの もあることから、違反車をゼロにするための取組が重要となっています。

そこで、九都県市では10月を強化月間と位置付け、条例に基づく車両検査を 実施するとともに、サービスエリアやパーキングエリアにてポスター掲示等によ る周知活動を行います。

記

1 実施日時及び場所

(1) 日時

令和7年10月7日(火)10:30~12:30

(荒天の場合:10月10日(金)に延期)

(2)場所

首都圏中央連絡自動車道 菖蒲パーキングエリア (内外回り)

2 取組内容

- ・ ディーゼル車規制に係る車両検査(車検証等に基づき条例適合状況を確認)
- ・ ディーゼル車規制に係る啓発チラシの配布
- ・ 全車両を対象としたエコドライブに係るチラシ及びグッズの配布
- 高速道路パーキングエリア等へのディーゼル車運行規制に係る啓発ポスタ ー、デジタルサイネージの掲示

3 取組体制

県大気環境課・環境管理事務所職員、さいたま市職員 計14名

4 九都県市全体の取組の概要

九都県市同時発表資料を御覧ください。

参考「九都県市あおぞらネットワークホームページ」https://www.9taiki.jp/

■参考情報

〇九都県市ディーゼル車規制に係る啓発ポスター (令和7年10月1日~31日 高速道路サービスエリア等に掲示予定)



〇九都県市ディーゼル車規制に係るデジタルサイネージ広告 (令和7年10月1日~31日 高速道路サービスエリア等に掲示予定)



